

指定工事事業者の新規申請
水道法第 25 条の 2（指定の申請）

春日那珂川水道企業団で指定給水装置工事事業者の申請を行う場合には、以下の書類が必要です。

1. 提出書類

指定申請時に必要な書類

書 類		添付書類	
①	指定給水装置工事事業者指定申請書（様式 1）	事務所の位置図 事務所の（外観・内観）写真 表札や看板の写真	
②	機械器具調書（別表）	調書に記載した器具の写真	
③	誓約書（様式 2）		
④	主任技術者選任・解任届出書（様式 3）	選任する主任技術者の免状の写し	
⑤	法人	定款の写し	原本証明
		登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
⑥	個人	住民票の写し	

【留意事項】

⑤定款の写し：原本証明を添付して、袋綴じ、割印が必要。

登記事項証明書：発行日から 3 か月以内の履歴事項全部証明書の原本（複写不可）が必要。

住民票の写し：発行日から 3 か月以内の原本（複写不可）、個人番号の記載のないものが必要。

その他：⑤、⑥の書類に事業所所在地の記載がない場合は、所在地が証明できるものが必要（所在地証明書、納税証明書、賃貸借契約書など）

指定申請時に必要な確認書類

書 類	添付書類
① 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項	受講の事実を証明する書類
② 春日那珂川水道企業団指定給水装置工事事業者リスト公表に関する同意書	

2. 手数料

指定事業者証の交付手数料 3,000 円

(支払方法)

手数料は、春日那珂川水道企業団発行の納付書で、施設課窓口で納付可。証書受取時に現金を持参するか、納付書指定の金融機関で支払う。

3. 指定日

指定日は、

申請を受理した日が 1 日から 15 日の場合は翌月 1 日。

申請書を受理した日が 16 日から月末の場合は翌々月の 1 日。

(例) 受理日が 4 月 1 日から 15 日までの場合は、指定日 5 月 1 日

(例) 受理日が 4 月 16 日から 30 日までの場合は、指定日 6 月 1 日

4. 有効期間

指定日から 5 年間